**多度津町東京圏移住支援事業の補助金交付要件**

　移住支援金支給対象者は、下記１の「移住者に関する要件」を満たし、かつ、２の「就業等に関する要件」を満たす者とする。

また、世帯向けの移住支援金の申請に当たっては、移住支援金支給対象者が上記要件を満たしたうえで、３の「２人以上の世帯の場合の移住支援金の申請に関する要件」を満たしていることとする。

１　移住者に関する要件（以下の①～③の要件をすべて満たしていること）

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 【移住元】に関する要件について（ア・イの要件をすべて満たしていること） | |
|  | ア 多度津町へ住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上（※１）、東京２３区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（※２）以外の地域に在住し、東京２３区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 |
| イ 多度津町へ住民票を移す直前に、連続して１年以上（※１）、東京２３区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。） |
| 1. 【移住先】に関する要件について（ア・イの要件をすべて満たしていること） | |
|  | ア 移住支援金の申請時において、転入後１年以内であること。 |
| イ 移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。 |
| ③ その他の要件について（ア～オの要件をすべて満たしていること） | |
|  | ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 |
| イ 日本人又は外国人（永住者､日本人の配偶者等､永住者の配偶者等､定住者､特別永住者のいずれかの在留資格を有する者に限る。）であること。 |
| ウ 移住支援事業対象者が交付申請時に納付すべき納期限の到来した香川県税及び多度津町税を完納していること。 |
| エ 移住支援事業対象者を含むすべての世帯員が、多度津町移住促進家賃補助金を受給していないこと。 |
| オ その他、香川県又は多度津町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。 |

※１　東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も対象期間とすることができる。（令和３年４月１日以降に多度津町に転入した者に適用）

※２　条件不利地域とは、東京都（檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ケ島村、小笠原村）、埼玉県（秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町）、千葉県（館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町）、神奈川県（山北町、真鶴町、清川村）

２　就業等に関する要件（以下の（１）～（４）の要件のいずれかを満たしていること）

（１）就業に関する要件（一般）（以下の①・②の要件をすべて満たしていること）

|  |  |
| --- | --- |
| ①【就業先】に関する要件について（ア～ウの要件をすべて満たしていること） | |
|  | ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 |
| イ 県が移住支援金の対象としてワクサポかがわに掲載している求人又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人であること。 |
| ウ 移住支援金対象者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人でないこと。 |
| ②【就業条件等】に関する事項について（ア～エの要件をすべて満たしていること） | |
|  | ア 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業していること。 |
| イ 上記求人への応募日が、ワクサポかがわに移住支援金の対象として掲載された日又は他の都道府県が当該求人を移住支援金の対象として掲載された日以降であること。 |
| ウ 当該法人に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。 |
| エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 |

（２）就業に関する要件（専門人材）（以下の①～③の要件をすべて満たしていること）※３

|  |  |
| --- | --- |
| ① 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であること。 | |
| ② 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 | |
| ③【就業条件等】に関する事項について（ア～エの要件をすべて満たしていること） | |
|  | ア 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業していること。 |
| イ 当該法人に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。 |
| ウ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用であること。 |
| エ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。 |

（３）テレワークに関する要件（以下の①・②の要件をすべて満たしていること）※３

|  |
| --- |
| ① 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 |
| ② 所属先企業等が、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業その他の国や県の補助金等を活用した取組みの中で当該移住者に所属先企業等からの資金提供がなされていないこと。 |

（４）起業に関する要件

|  |
| --- |
| 移住支援金申請までの１年以内に、起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を受けていること。 |

３　２人以上の世帯の場合の移住支援金の申請に関する要件 (以下の①～④の要件をすべて満たしていること)

|  |
| --- |
| ① 移住支援金対象者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。 |
| ② 移住支援金対象者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 |
| ③ 移住支援金対象者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後１年以内であること。 |
| ④ 移住支援金対象者を含むすべての世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 |

４　１８歳未満の世帯員を帯同して移住し、加算額を申請する場合の要件（以下の要件をすべて満たしていること）

|  |
| --- |
| ① １８歳未満の世帯員は、申請日の属する年度の４月１日時点において１８歳未満であること。ただし、申請日の属する年度の４月２日が１８歳の誕生日の者は対象とする。 |
| 1. １８歳未満の世帯員は、移住支援金対象者の配偶者でないこと。 |

※３　令和４年４月１日以降に多度津町に転入した者に適用

５　移住支援金の返還について

以下の①～④のいずれかの要件に該当する者は、移住支援金の交付決定を取り消し、返還を求める。

ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として、香川県及び多度津町が認めた場合はこの限りではない。

|  |
| --- |
| 1. 移住支援金の申請日から５年以内に、県外の市区町村に転出した場合。（原則） |
| 1. ２（１）の就業に関する要件（一般）又は２（２）の就業に関する要件（専門人材）を満たす者が、移住   支援金の申請日から１年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞した場合。 |
| 1. 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を取り消された場合。 |
| 1. 虚偽の申請であることや居住・就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合。 |

５　返還金額について

|  |  |
| --- | --- |
| 全額の返還を要する | ・虚偽の申請等が明らかとなった場合  ・移住支援金の申請日から３年未満で県外の市区町村に転出した場合  ・２（１）又は（２）の要件による移住支援金受給者が移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合  ・起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決  定を取り消された場合 |
| 半額の返還を要する | ・移住支援金の申請日から３年以上５年以内に県外の市区町村に転出した場合 |